

新京成電鉄株式会社からの鉄道の旅客運賃の
上限変更認可申請に係る審議（3回目）

1. 日 時

令和5年3月30日（木） 10：30～10：50

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子、三浦大介、大石美奈子

<国土交通省>

鉄道局：中澤旅客輸送業務監理室長 ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 久保、渡真利、本間、宮田、廣井、佐藤

4. 議事概要

○ 鉄道局より、新京成電鉄株式会社（以下「新京成」という。）からの鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請に関し、パブリックコメントの結果及び第2回の審議における委員から質問があった事項について、説明した。

○ 運輸審議会委員からは、

① 過去の人口数の推移と、利用者数の推移の関係性については、細かく分割していくと必ずしも一致しない部分もあるが、全体で見れば一定の相関関係が見られることをもって、鉄道局としては新京成の推計は妥当であると判断しているという理解で良いか。

等について、意見・質問があった。

○ これに対し、鉄道局からは、

① そうである。例えば通学定期についてはご指摘のように相関関係が見られない面もあるが、全体としては合理性があると考えている。なお、通学定期については、全体の収入に占める割合が大きくないこともあり、仮に、想定と実績で多少の差異が生じて、それをもつて収支率が100%を超えるようなことはないと考えている。

等の回答があった。

- 令和5年2月21日（火）及び3月16日（木）の審議を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、新京成からの鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請について、認可することが適当であるとの結論を得た。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。